

資料4 介護サービスの種類と内容

施設・居住系サービス

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で、在宅生活が困難な要介護の認定を受けている人を対象に、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の世話などを提供する施設。
介護老人保健施設	病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリ、看護、医学的管理下における介護を必要とする要介護の認定を受けている人を対象に、医療や日常生活上の世話などを提供する施設。
介護療養型医療施設	介護保険適用部分を持つ療養型病床群を有する病院・診療所、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院、介護力強化病院で、長期にわたり治療を必要とする要介護の認定を受けている人を対象に、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話及び機能訓練を提供する施設。 なお、介護療養型医療施設は、平成 23 年度末をもって廃止される。
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	要支援・要介護の認定を受けている人を対象に、有料老人ホームなどで、入浴・排泄・食事の介護などの日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行う介護サービス。

(地域密着型介護サービス)

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	要支援・要介護の認定を受けている認知症の状態にある人を対象に、認知症高齢者グループホームで、入浴・排泄・食事の介護などの日常生活上の世話や機能訓練を行う介護サービス。
(介護予防) 地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が 29 人以下の小規模な特定施設に入居している要支援者・要介護者に対して、介護サービス・家事援助サービス・生活や健康に関する相談など、日常生活を送るにあたって必要な世話を提供するサービス。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所している要介護者に対して、入浴や排せつ、食事、相談など日常生活上の介護、機能訓練などを提供する施設サービス。

居宅サービス

(介護予防) 訪問介護	要支援・要介護の認定を受けている人を対象に、ホームヘルパーなどが住まいを訪問し、入浴・排泄・食事の介護などの日常生活上の世話をする介護サービス。
(介護予防) 訪問入浴介護	要支援・要介護の認定を受けている人を対象に、住まいに特殊な浴槽を運び、その浴槽を使って入浴を行う介護サービス。
(介護予防) 訪問看護	要支援・要介護の認定を受けている人を対象に、看護師などが住まいを訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行う介護サービス。
(介護予防) 訪問リハビリテーション	要支援・要介護の認定を受けている人を対象に、理学療法士や作業療法士などが住まいを訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行う介護サービス。
(介護予防) 居宅療養管理指導	要支援・要介護の認定を受けている人を対象に、病院などの医師や歯科医師、または薬局の薬剤師などにより療養上の管理や指導を行う介護サービス。
(介護予防) 通所介護	要支援・要介護の認定を受けている人を対象に、デイサービスセンターなどの施設で、入浴・食事などの日常生活上の世話や機能訓練を行う介護サービス。
(介護予防) 通所リハビリテーション	要支援・要介護の認定を受けている人を対象に、介護老人保健施設や病院などで、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行う介護サービス。
(介護予防) 短期入所生活介護	要支援・要介護の認定を受けている人を対象に、短期間の入所をする特定の施設で、入浴・排泄・食事などの日常生活上の世話や機能訓練を行う介護サービス。
(介護予防) 短期入所療養介護	要支援・要介護の認定を受けている人を対象に、短期間の入所をする介護老人保健施設や介護療養型医療施設などで、看護、医学的管理下での介護、機能訓練などの医療、日常生活上の世話をを行う介護サービス。

(介護予防) 福祉用具貸与	要支援・要介護の認定を受けている人を対象に、ベッドや車いす、歩行器など日常生活上の便宜を図るためや機能訓練のための用具を貸与する介護サービス。
(介護予防) 特定福祉用具販売	要支援・要介護の認定を受けている人を対象に、入浴や排泄のために必要な福祉用具を購入したときに、その購入費の9割(年間9万円を限度)を支給する介護サービス。

(地域密着型介護サービス)

夜間対応型訪問介護	居宅においても24時間安心して生活できるように、要介護者に対して、夜間の定期的な巡回訪問介護と、通報による随時対応の訪問介護を組み合わせる介護サービス。
(介護予防) 認知症対応型通所介護	状態が比較的安定した認知症の要支援者・要介護者がデイサービスセンターなどに通い、入浴、食事の提供、相談・助言など、日常生活の世話や機能訓練などを受けるサービス。
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	要支援・要介護の認定を受けている人を対象に、「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービス。

その他

(介護予防支援) 居宅介護支援	要支援・要介護の認定を受けている人を対象に、介護予防サービス(居宅サービス)が適切に利用できるよう、介護予防(居宅介護)サービス計画の作成、介護サービス事業者との利用調整など、利用者の依頼を受けて居宅介護支援事業者が行うサービス。
(介護予防) 住宅改修費の支給	要支援・要介護の認定を受けている人を対象に、手すりの取り付けや床段差の解消など住宅改修を行ったとき、その費用の9割(18万円を限度)を支給する介護サービス。

平成 21 年 3 月

第 4 次春日井市高齢者総合福祉計画

発 行 春日井市 健康福祉部 高齢福祉課
愛知県春日井市鳥居松町 5 丁目 44 番地
〒486-8686 T E L (0568) 85-6184



この計画書は、再生紙を使用しています。